

○総務省告示第二百六十九号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十八条第二項の規定に基づき、平成三十年総務省告示第三百五十五号（再免許の申請を免許の有効期間満了前一箇月以上六箇月を超えない期間に行うことができる無線局を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十三日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
【一七七】 八 包括免許に係る特定無線局であつて、電気通信業務を行うことを目的として開設するもの（携帯無線通信を行う無線局（電気通信業務用基地局及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局に限る。）及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（二、五七五㎐を超え二、五九五㎐以下の周波数の電波を使用するものを除く。）を除く。）	【一七七】 八 包括免許に係る特定無線局であつて、電気通信業務を行うことを目的として開設するもの（携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（二、五七五㎐を超え二、五九五㎐以下の周波数の電波を使用するものを除く。）を除く。）
備考 表中の「」の記載は注記である。	